

## 茅ヶ崎市協働推進主管課調整会議要綱

### (設置)

第1条 茅ヶ崎市市民活動推進条例（平成16年茅ヶ崎市条例第35号。）に規定する協働及び茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針に基づく市民参加の推進を図るため茅ヶ崎市協働推進主管課調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 協働事業の推進に必要な事項の調査及び検討に関すること。
- (2) 市民参加の方法の研究及び改善に関すること。
- (3) 協働事業及び市民参加の推進に関する関係各課の調整に関すること。
- (4) その他協働事業及び市民参加に関する施策の推進を図るために必要な事項

### (組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、総務部市民自治推進課長をもって充て、副会長は、市民自治推進課の主幹、課長補佐又は担当主査の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる課の主幹、課長補佐又は担当主査の職にある者のうちから当該課の課長が指名する者をもって充てる。

### (会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

### (意見の聴取等)

第6条 調整会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (報告)

第7条 会長は、調整会議の会議の結果を市長に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 調整会議の庶務は、総務部市民自治推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市市民参加推進会議要綱（平成15年10月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部行政総務課 企画部企画経営課 財務部財政課 市民安全部防災対策課 経済部産業振興課 文化生涯学習部文化生涯学習課 保健福祉部保健福祉課 こども育成部子育て支援課 環境部環境政策課 都市部都市計画課 建設部建設総務課 下水道河川部下水道河川総務課 市立病院病院総務課 消防本部消防総務課 教育委員会事務局教育総務部教育総務課 教育委員会事務局教育推進部教育政策課